

災害拠点精神科病院設置について

1 災害拠点精神科病院とは

災害拠点精神科病院とは、都道府県において災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う精神科病院です。

災害拠点精神科病院は、D P A T（災害派遣精神科医療チーム）を有し、災害時にも、措置入院などの精神保健福祉法に基づく診療機能を維持して、被災地の精神疾患患者の受け入れを行うとともに一時的避難所となり、被災地外への患者の搬送を他の医療チーム等と協力して実施します。

2 災害拠点精神科病院の指定手続きについて

令和5年6月に定めた「三重県災害拠点精神科病院設置要綱」に基づき行います。（指定要件は国と同じ）

3 指定に向けて県としての当面の方針

令和5年度中に1か所以上の指定をめざします。

（第7次医療計画（平成30年4月1日～令和6年3月31日）の災害医療対策にも記載）

4 指定に係る今後のスケジュール（予定）

- 令和5年7月 方針について、三重県医療審議会（災害医療対策部会）への報告
- 8月 指定に向けて、精神科病院へ募集（通知）
- 10月 精神科病院からの申請受付
- 11月 応募された精神科病院への調査
- 令和6年2月 三重県精神保健福祉審議会において指定について審議・承認
指定書の発行
- 2月 三重県医療審議会（災害医療対策部会）への報告